

徹明小学校跡地の中期的活用に係る基本方針
～「不登校特例校」の設置に向けて～

岐 阜 市
岐 阜 市 教 育 委 員 会

目次

- 1 背景・経緯 (P1～P2)
- 2 跡地の概要 (P3～P5)
- 3 跡地活用の方向性 (P6～P8)
- 4 中期的活用に係る協議、核となる機能の整理 (P9～P11)
- 5 一方、市の教育が抱える課題、対策の方向性 (P12～P19)
- 6 不登校特例校について (P20～P26)
- 7 跡地活用と市の教育が抱える課題解決の連関 (P27～P28)
- 8 活用の基本方針 (P29～P32)
- 9 スケジュール (P33～P34)
- 10 長期的活用について (P35～P36)

1 背景・経緯

1

1 - 1 背景・経緯

- 旧**徹明小学校**は、1873年に開校し、**市中心部の歴史ある学校**として、また、**地域における防災機能や地域活動の拠点**として重要な役割を果たしてきた。
- しかし、少子化に伴う児童数の減少等により、**2017年4月に旧木之本小学校と統合され、本日まで統合新設校「徹明さくら小学校」の一部として使用されている。**
(* 後述「2 跡地の概要」参照)
- また、**跡地活用**に関して岐阜市では、「**中期的には現校舎を教育施設**として、**長期的には小中一貫校なども含め様々な検討が必要である**」という**方向性**をこれまで一貫して示してきた。
(* 後述「3 跡地活用の方向性」参照)
- さらに、**中期的活用**に関しては、市及び教育委員会主催の**会議**、あるいは**地元からの意見**などを踏まえ、跡地に**必要な機能の整理及び試行実践**を行い、**様々検討**してきた。
(* 後述「4 中期的活用に係る協議、核となる機能の整理」参照)
- これらの検討を踏まえ、**岐阜市教育委員会**として、**中期的活用に係る基本的な考え方を「徹明小学校跡地の中期的活用に係る基本方針（案）」**としてこの度取りまとめる。
- なお、**長期的活用**については、**現在示している方向性に沿って、今後も継続的に検討**する。

2

2 跡地の概要

3

2-1 跡地の位置、概要

👉 市中心部に位置する歴史ある学校。現在は、**徹明さくら小学校の一部**として活用。

■ 位置

- ・住所：岐阜市金宝町4-1
- ・JR岐阜駅から徒歩約15分
- ・中心市街地活性化基本計画区域内
- ・用途地域：第2種住居地域



※H28岐阜市自転車散策マップぎふポタを参照し作成

■ 概要

(名称)

- ・旧岐阜市立徹明小学校
⇒ 現在、岐阜市立徹明さくら小学校の一部

(主たる校舎(北舎)の概要)

- ・建築年月：昭和54年(築40年) *鉄筋コンクリートの耐用年数：約60年
- ・構造：RC造4階建て
- ・延床面積：4,260㎡

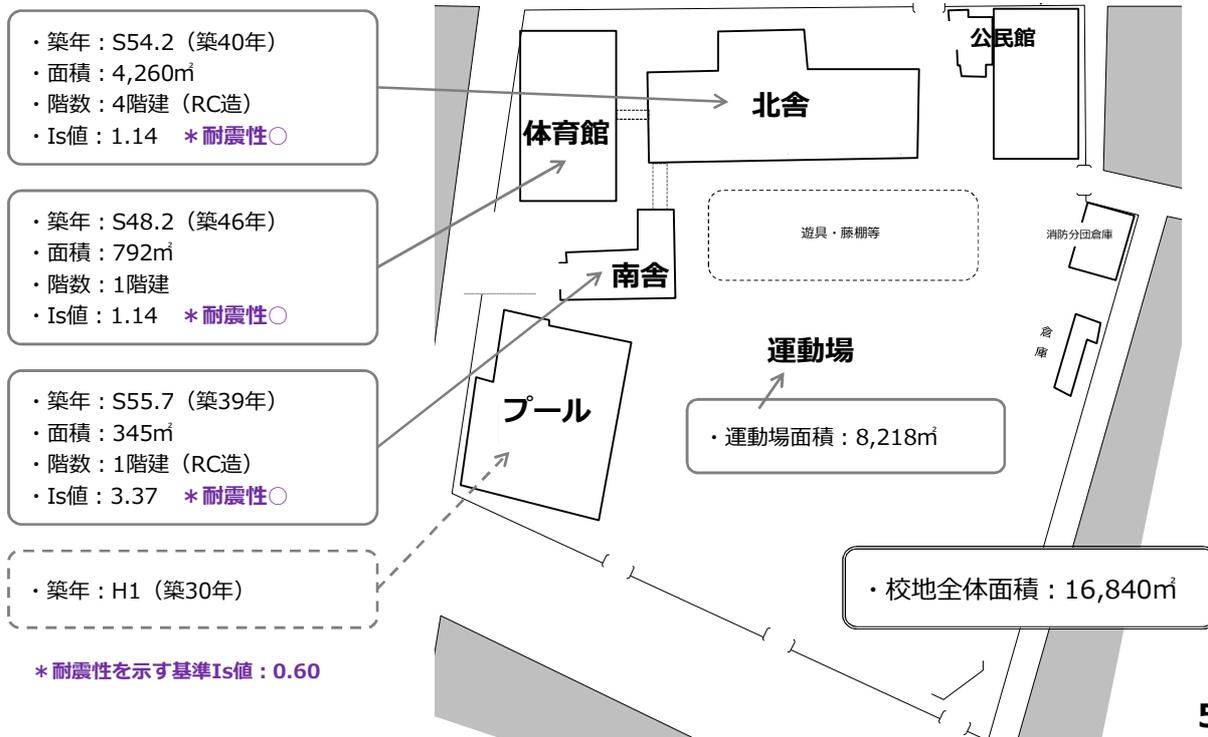
(歴史)

- ・1873年「徹明義校」開業(実質の開校)
- ・1889年「岐阜市徹明尋常小学校」誕生
- ・1979年現在の校舎竣工
- ・2003年創立130周年記念式典
- ・2016年閉校式
⇒ 2017年4月統合新設校「徹明さくら小学校」開校(旧木之本小学校校舎を使用)

4

2-2 跡地の配置図

北舎、南舎、体育館、運動場の活用策を検討。



5

3 跡地活用の方向性

6

3-1 跡地活用に係る経緯・市の方向性

☞ **市長記者会見や市議会での発言、地元地域との協議を経て示した方向性は、**
 → **中期的**には、**現校舎を教育施設として活用**
長期的には、**小中一貫校なども含め様々な検討が必要** *長期的：現校舎の建替え時期

■経緯・方向性

年	月	項目	中期的活用	長期的活用
2015	11	・統合準備委員会 ・市議会（教育長）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設として活用 ・子どもたちにアクティビティを体験してもらう施設 ・市民の学びを子どもたちに還元することを市中心部の学校跡地で行なうのは非常に効果的 ・地域の皆様の意見を伺う 	・校舎改築時に合わせた、小中一貫校の可能性の検討
2016	1	・地域の統合準備委員会と教育委員会 「確認書」を締結	・子どもたちの夢や志を育てる施設や、地域の方々の生涯学習を支援する施設等を検討	・校舎建て替え時期なども考慮し、小中一貫校も含め検討
	3	・市議会（市長） ・市議会（教育長）	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の活性化に資するような教育施設としての跡地活用の検討 ・体験型教育施設。地域や様々な方の意見を伺う 	・校舎改築時に合わせた、小中一貫校の可能性の検討
	6	・市議会（教育長）	・体験型の教育施設になるよう地域の方々と協議	・校舎改築時に合わせた、小中一貫校の可能性の検討

7

3-2 跡地活用に係る経緯・市の方向性（続き）

■経緯・方向性（前ページからの続き）

年	月	項目	中期的活用	長期的活用
2017	4	徹明さくら小学校開校		
		・市長定例記者会見（市長）	・学校敷地であり、耐用年数の20年ぐらいはそれに準じた利用方法	・中心市街地の活性化の視点も入れながら、小中一貫校なども含め、地域のためにもなるようなものを考えていく
	11	・徹明小学校跡地利用検討委員会 「要望書」提出	<主な機能> ・スタディフロア（地域の大学、学生中心） ・いきいきフロア、レンタルスペース（地域の高齢者中心） ・リフレッシュフロア（ものづくり工房、放課後児童クラブ） ・わいわいフロア（地域交流の場、飲食や託児スペース）	
2018	3	・市議会（教育長）	・地域の高い教育力や大学、企業、団体の社会貢献活動を生かした、大人と子どもたちが響き合う、本市ならではの持続可能な体験型の教育施設として活用したい	
2019	3	・市議会（教育長）	<ul style="list-style-type: none"> ・統合に至る協議の経緯を尊重し、様々な強みを生かし、本市の教育課題の解決に資する施設にする ・新年度、教育委員会の基本方針をお示しする ・現校舎を教育施設として有効に活用し、企業や大学、地域など、様々な市民の学びが子供たちへの教育力となって、ひびきあう施設にしたい 	・小中一貫校なども含め様々な検討をしていく

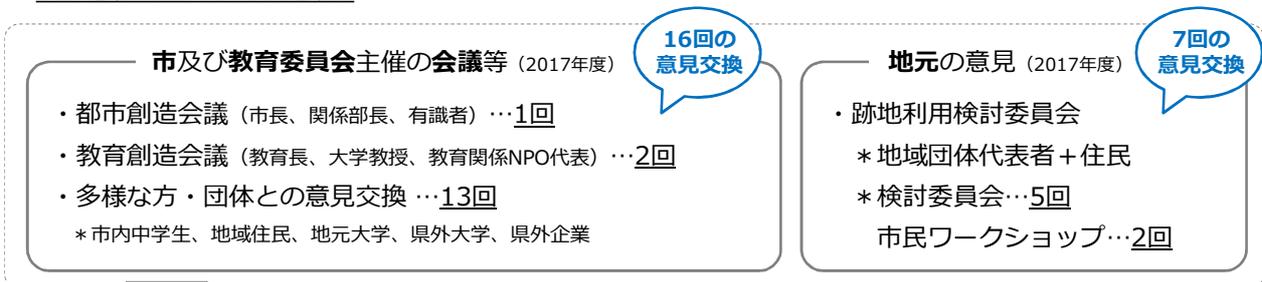
8

4 中期的活用に係る協議、核となる機能の整理

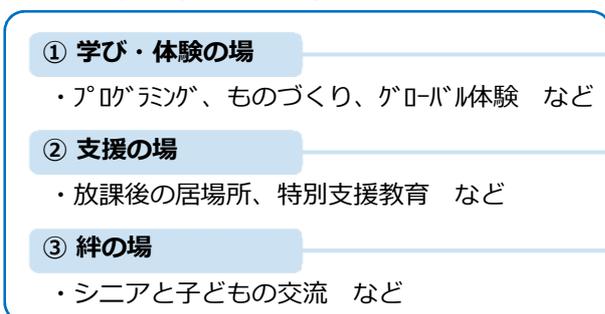
4-1 中期的活用に係るこれまでの協議、実践

☞ **各種会議、意見交換会**等を通し、**多様な声を聴き**、中期的活用の方策を検討
⇒ **3つの機能**（**学び・体験**の場、**支援**の場、**絆**の場）に**整理**し、2018年度よりそれぞれ**試行実践**

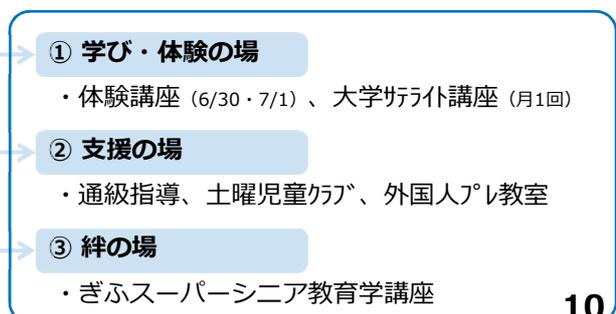
■ 各種会議、意見交換会等



▽2017年度（機能の整理）

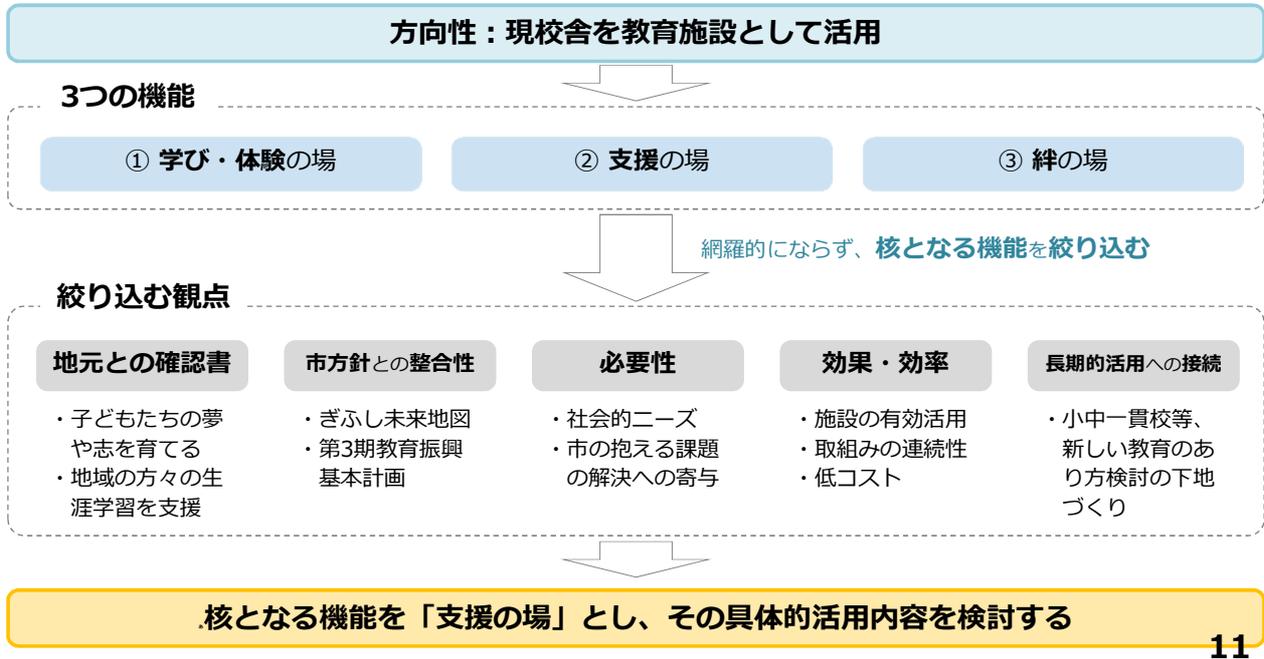


▽2018年度（試行実践・検証）



4-2 核となる機能の絞り込み

- ☞ 現校舎を教育施設として活用という方向性を前提とし、**3つの機能**の中から、**地元との確認書**への適合、**必要性**、**有効性**等の観点から検討し、**“核となる機能”**を**「支援の場」**とする
※「支援の場」の充実を図るにあたり「学び・体験の場」「絆の場」として試行した実践結果を活かす



11

5 一方、市の教育が抱える課題、対策の方向性

12

5 - 1 市の教育が抱える課題

全国的にも解決が急務な喫緊の課題であり、市においても様々な対策を講じているが、**不登校児童生徒（特に、中学生）の『多さ』**及び**『増加傾向』**が課題となっている。

■課題

- 市の計画等において「**学びのセーフティネットの構築**」を掲げ、教育委員会・学校及び関係機関が連携し、児童生徒一人ひとりの**多様な学びの機会提供**や、**個に応じた様々な支援**を実施する中、

➡ **不登校児童生徒（特に、中学生）の『多さ』及び『増加傾向』が課題**

- 不登校の『多さ』
⇒ 不登校児童生徒の**出現率が、全国平均・県平均・他中核市と比較して、高い**
- 不登校の『増加傾向』
⇒ **平成23年度以降、小学校・中学校ともに増加傾向**

(補足) 参照

※不登校：一年度内に、連続または断続して**30日以上欠席**

◆ 不登校児童生徒の多さ・増加傾向は全国的課題（特に、中学生）

⇒ 全国の中学生の3%強（約11万人）が不登校であり、増加傾向 *文科省調査

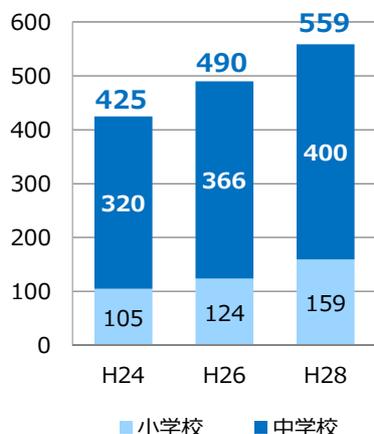
※**不登校傾向**の中学生は、約3倍の**10%（10人に1人、約33万人）**と推計 *日本財団調査

13

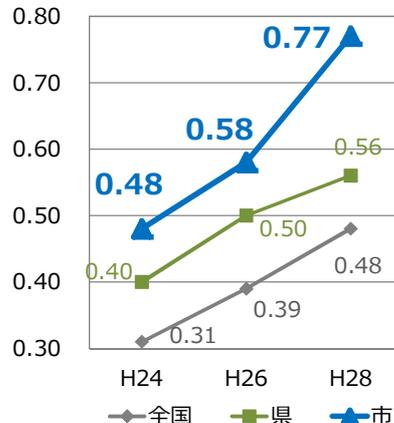
5 - 1（補足①）市の不登校児童生徒数の現況

充実した支援を実施しているが、**全国平均や県平均、他中核市と比較しても数が多く、**更には**増加傾向**にある。特に、**中学生の不登校出現率が高い。**

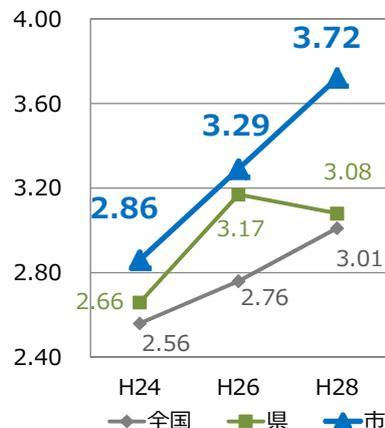
■市全体（人／年度）



■小学校（100人あたりの出現率：%/年度）



■中学校（100人あたりの出現率：%/年度）



■他中核市との比較

- 不登校児童生徒率 2016年度調査：高い方から**15番目**（全42自治体）

2018年度調査：高い方から**7番目**（全45自治体）

*出所：全47都道府県幸福度リサーチ

14

5-2 不登校の要因、対策の必要性

- ☞ **不登校生徒は、無気力・不安の傾向が高く、友人関係や家庭環境に要因**がある場合が多い
- ☞ **中学校等での不登校経験**が将来の**高校中退**や**ひきこもり**等に繋がる可能性があり**対策が必要**

■ 中学生の不登校の主な要因

(補足) 参照

	割合の高い要因	県や国平均の割合との比較
本人に係る要因	無気力の傾向、不安の傾向	特に「不安の傾向」が高い
学校・家庭に係る要因	友人関係、学業不振、家庭環境の問題	「友人関係、学業不振」がやや高い

※不登校児童生徒の出現に関し、市内において地域差や学校規模による差は見受けられない。

※起立性調節障害 (OD) が原因の場合もあり得る * 岐阜大学大学院 加藤善一郎 教授の著書参照

■ 対策の必要性

将来のリスク	詳細	調査元
高校中退に繋がる	高校中退者の内、 24.4% が 中学校不登校経験者 (2008年度調査)	内閣府
ニートに繋がる	中学校での不登校経験ありの者が15~19歳でニートになる割合は、不登校経験無しの者の約7倍 (2007,2008年度調査)	内閣府、総務省
ひきこもりに繋がる	・ 15~39歳の内、ひきこもりの人はそうでない人に比べ、小中学校時代に不登校を経験している割合が、5.7倍 (2015年度調査) ・ 40~64歳の内、ひきこもりの人はそうでない人に比べ、中学校時代に不登校を経験している割合が、1.6倍 (2018年度調査)	内閣府

15

5-2 (補足①) 不登校の要因分析 (本人に係る要因 / 県、国との比較)

- ☞ **中学生の不登校の主な要因 (本人関係)**は、「**無気力**や**不安**の傾向」であり、それらは**県や国の平均と比べ、市は高い**。一方、「**あそび・非行**の傾向」については、市は**低い**。

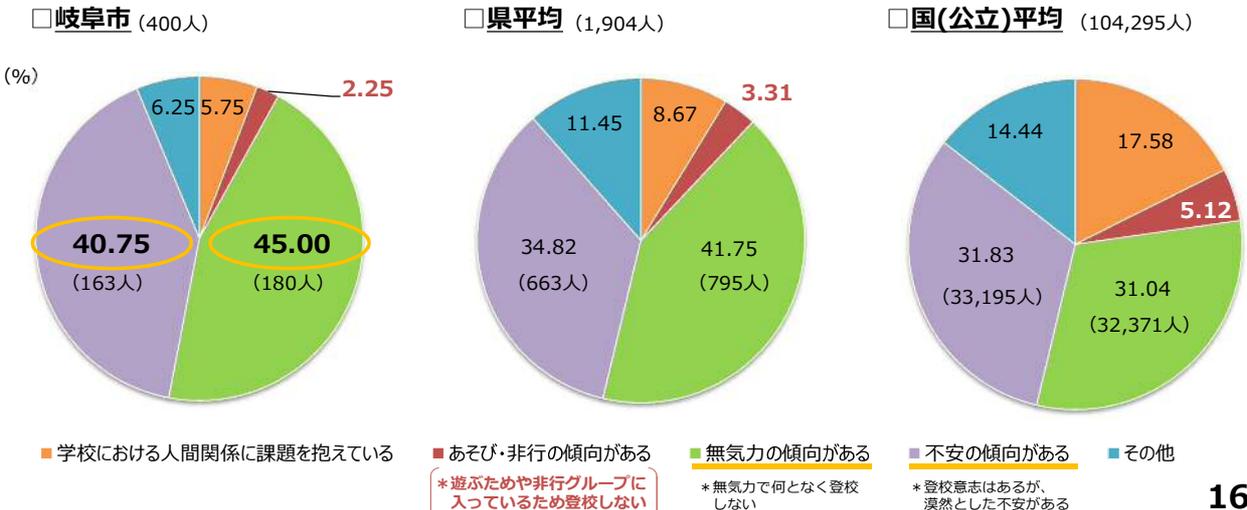
(欠席理由の区分) * 一年度内に、連続または断続して30日以上欠席

- ①病気 ②経済的理由 ③**不登校** ④その他 (①~③以外の理由)

■ 不登校の要因 (中学生)

(* 2017年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査/文科省)

※主たる要因を一つ選択



16

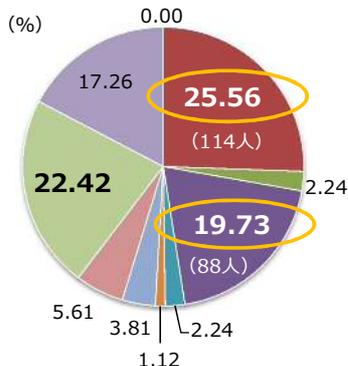
5-2 (補足②) 不登校の要因分析 (学校・家庭に係る要因 / 県、国との比較)

中学生の不登校の主な要因(学校・家庭関係)は、友人関係や学業不振、家庭環境の問題。県や国の平均と比べ、友人関係や学業不振の割合はやや高く、家庭環境の割合はやや低い。

■ 不登校の要因 (中学生)

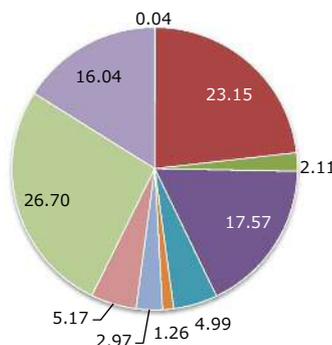
(*2017年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査/文科省)
※複数回答可、考えられる要因すべてを選択

□ 岐阜市 (のべ446人)



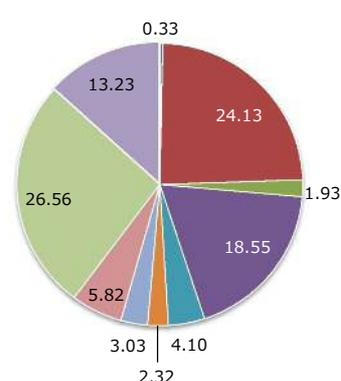
- いじめ
- 学業の不振
- 学校のみまり等をめぐる問題
- 左記に該当なし

□ 県平均 (のべ2,225人)



- いじめを除く友人関係をめぐる問題
- 進路に係る不安
- 入学、転編入学、進級時の不適応

□ 国(公立)平均 (のべ122,634人)



- 教職員との関係をめぐる問題
- クラブ活動、部活動等への不適応
- 家庭に係る状況

17

5-3 不登校に関する市の主な支援策

教育委員会・学校とエールぎふが緊密に連携し、児童生徒や保護者への手厚い支援を実施。ただ、不登校生徒の多さ、増加傾向が継続していることへの新たな選択肢の必要性あり。

■ 不登校に関する支援策

(*エールぎふ：岐阜市子ども・若者総合支援センター)

- ・各学校に支援人材を配置し、教職員とともに、エールぎふとも連携しつつ不登校支援を実施。
- ・子ども・若者のあらゆる悩み等に対応する「エールぎふ」による、より専門的な支援を実施。



各学校 (教育委員会)

(主な取組み) *教職員による日々の支援に加え、

- 教育相談コーディネーター配置
全小中学校 (各1名)
- スクールカウンセラー配置
全中学校区 (各1名)
- スクール相談員配置
15の重点中学校区 (各1名)
- ほほえみ相談員配置
全中学校区 (各1名)



エールぎふ

(主な取組み) *日々の不登校に関する本人や保護者からの相談対応に加え、

- スクールソーシャルワーカー配置
エールぎふに3名
- 児童精神科医、臨床心理士など専門職配置

子ども・若者自立支援教室運営

- ・市内4か所、5教室
- ・不登校児などへの学習支援、体験活動提供
⇒ 登校状況の改善や、社会性を培う
- ・不登校に係る相談窓口



連携
協力

18

5 - 4 既存の取組みの充実、新たな取組みの検討

☞ 不登校対策に関する学校やエールぎふの**既存の取組み**について、**充実・強化**を図りつつ、**新たな取組み**として、**特別の教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）の設置検討へ**

■ 既存の取組みの充実

・これまでの取組みを充実、強化。主な内容は以下のとおり。

	学校・教育委員会	エールぎふ
共通	<ul style="list-style-type: none"> 限られた財源の中、県の協力も得て、支援人材を継続的に配置 日々の取組みの改善実施 	
個別	<ul style="list-style-type: none"> 教職員向けに不登校児童生徒への理解を深める研修会の実施 など 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに心理担当専門員を配置した家庭児童相談担当とも連携し、虐待や不登校の相談等に対応予定

↓ 加えて、

■ 新たな取組みの検討

*「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

国の方針

・不登校児童生徒への支援に関し、**多様な教育機会の確保を推進**
 いわゆる**教育機会確保法**（H28.12.14公布）に、**地方自治体等に求める具体的取組み**を明示

- **多くの取組み**は、本市において**既に実施**している中、**未実施**である、
「特別の教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）の整備」について、
本市における新たな不登校対策として、**設置検討へ**

19

6 不登校特例校について

6-1 不登校特例校とは

☞ **学校教育法施行規則に基づき、不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校（市立学校等）。**全国的にも未だ事例の少ない**先駆的取組み**。

■ 根拠法など

- ・ 根拠法：学校教育法施行規則第56条（小学校）及び第79条（中学校）（下段参照）
 - * 申請に基づき文部科学大臣が指定
- ・ 経緯：平成16年度に八王子市立高尾山学園が初めて開校（当時、特区措置）
 - * 特区措置をH17.7.6付け文科省初等中等教育局長通知により全国化

指定校数：12校

- ・ 公立5校：小中併設2校、中3校
- ・ 私立7校：中5校、高2校

* 2019.4.1現在
* 学校所在自治体を記載



■ 学校教育法施行規則（不登校児に対する教育課程編成の特例）

第五十六条 小学校において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条の規定によらないことができる。

第七十九条（略）中学校に準用する。

21

6-2 不登校特例校の特色、効果や課題

☞ **少人数指導や手厚い人的支援体制、特色ある教育を行い、個に応じた学習・体験が可能**
在籍校に通えない子の学習等の場になっているが、**情緒や発達障がい**の対応等、**人手不足**が課題

■ 特色

* 参考：不登校特例校に関する実態調査（H28文科省）及び市教育委員会による京都市立洛風中学校（不登校特例校）の視察結果

市全域から通学	・ 設置市町村内に居住している全ての児童生徒の就学が可能
少人数指導	・ 定員あり（京都市立洛風中学校：全校生徒約40名） ・ 習熟度別クラスの編成、学年の枠を超えたクラス編成、個に応じた学習内容
手厚い支援体制	・ 教職員に加え、カウンセラー等配置（洛風中学校：生徒約40名に対し教職員20名）
特色ある教育課程	・ 年間の総授業時間数の低減（学習指導要領で定められた1,015時間 ⇒ 約750時間へ） ・ コミュニケーション能力向上に力点、体験活動重視、教科を統合した科目等

■ 効果や課題 * 教育面や運営面など

効果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校児童生徒を受け入れ、学力定着や社会性向上を図り、高校等への進学など不登校を改善 ・ 在籍校に通えない子の学習や居場所として有効 ・ 個に応じた学習・体験が自立に繋がっている ・ 集団での活動は苦手だが個別や小集団での活動なら適合できる子が学校に通えている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まずは登校できることを目指すため、本格的に学習活動に取り組むまで時間がかかる子が多い ・ 情緒障がいや発達障がいの子が多く、個に応じた指導が必要であるが、教員等が不足している ・ 特例校を必要とする子に対し、特例校の存在や意義が十分に伝わっていない

22

6-3 市教育委員会における岐阜市版「不登校特例校」の検討

☞ 特例校は**在籍校に通えない生徒**に対し、**エールぎふに加え、更なる選択肢**として提示できる。
不登校出現率の高い**中学生を対象**とした**特例校**を、**徹明小跡地に設置できないか検討**する。

■ 岐阜市における必要性（ニーズ）

- ・ 市の方針として、多様な個性や能力を活かすこと、学びのセーフティネットの構築を目指している。
- ・ 様々な事情で**在籍校へ通えない生徒**に対する、**学習の場、居場所**として**選択肢の一つ**になる。
- ・ 個の実態に配慮した教育を行う**単位制高校等**は、**不登校生徒の学びの場**としての**有効性を確認**できている。

■ 位置付、機能（案）の検討

- ・ 位置付：**岐阜市立中学校** *校名等、別途検討
- ・ 方向性：**全ての子どもたちにとって充実した教育機会の確保**を目指す、**不登校対策の新たな一手**
- ・ 定員：**全校生徒40名程度**、**市内全域から通学可**（市立小学校からの入学、**市立中学校からの転校**を想定）
- ・ 教職員：**県費負担教職員10名程度**及び、**市費負担の支援人材**（ほほえみ相談員等）など配置予定
- ・ その他：教育課程の内容に係る協議は、**文部科学省**と行う

■ 設置場所の検討

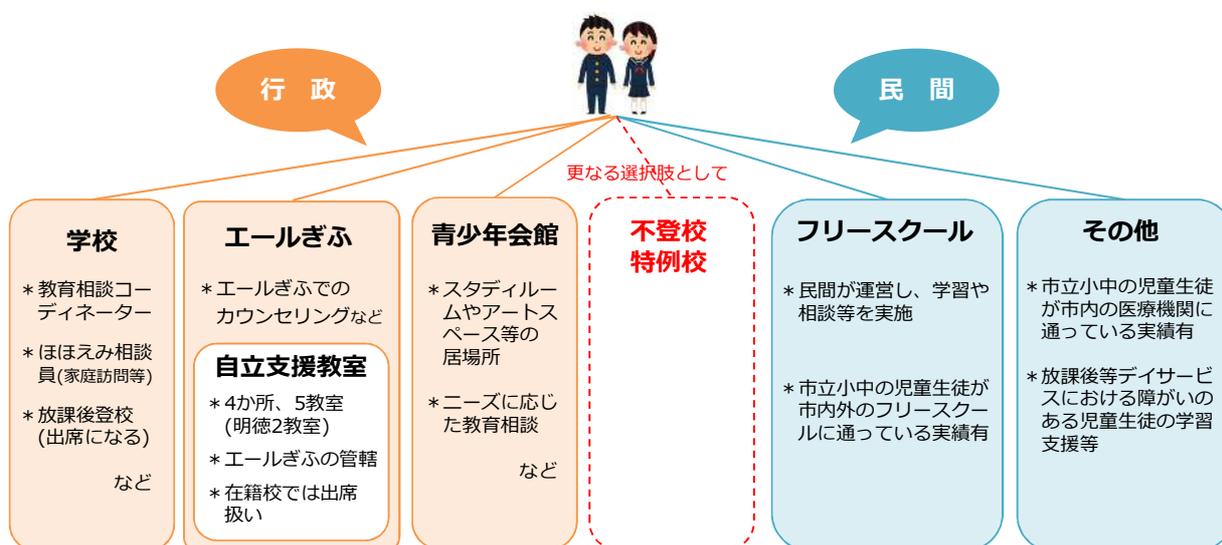
- ・ **特例校の位置付け・機能を勘案**すると**エールぎふとの併設**も考えられるが、**現在の各施設の状況、整備・運用に係るコスト、取組みのスピード感**等から判断すると、**徹明小跡地での設置が望ましい**

23

6-3（補足①）不登校児童生徒の学び等に関する多様な選択肢

☞ **不登校児童生徒への学習等の支援**について、市では**各学校**や**エールぎふ**等が対応している。
市内には**民間**が運営する機関もあるが、より**多様な選択肢の一つ**として**特例校**を位置づけ。

■ 不登校児童生徒の学び等の選択肢

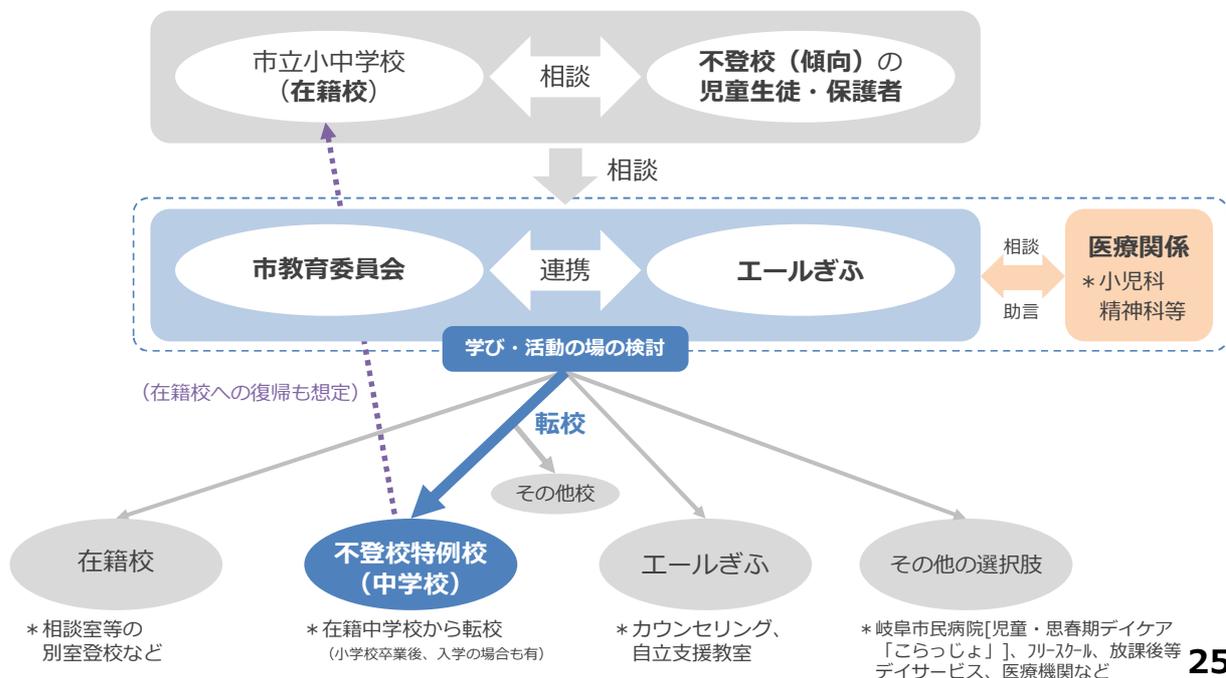


24

6-3 (補足②) 不登校特例校を含めた学び・活動の場の選択

👉 在籍校及び児童生徒・保護者からの相談に基づき、**市教委とエールぎふが連携**して、**当該児童生徒の学び・活動の場**を協議・検討。選択肢の一つとして**不登校特例校**を位置づける

■ 学び・活動の場の選択 (イメージ)



25

6-3 (補足③) 徹明小跡地での不登校特例校設置のメリット

👉 **立地**や**地域の高い教育力**を活かしつつ、**市負担コストを抑えた新たな教育施設の実現**へ。
 👉 **2018年度**の取組みとの**連続性**及び、**長期的活用**への**下地づくり**に繋がる施設へ。

メリット

① 市中心部に立地

- ・市内全域からの通学に際し、**利便性**が高い
- ・近接するエールぎふとの**役割分担**、**連携**がスムーズ

② 地域の高い教育力

- ・これまでの**試行実践の実績** (支援、協力)
- ・都心部でありながら**高いソーシャル・キャピタル**のある地域
- ・市全域の子どもたち・学校への**深い理解・協力体制**
 * 2018・2019年度 ものづくり&プログラミング講座での実施協力など

③ 市負担コストの最小化

- ・**大規模改修の必要がなく**、**既存施設を有効活用**できる
- ・**県費負担教職員10名程度**を配置予定
 * 中学校・3学級の教職員配当基準
 (想定: 校長、教頭・教諭7人、養護教諭、事務員)

● 2018年度

- **2018年度**の取組みとの**連続性** (セーフティネット機能)
 - ・小中学生通級
 - ・土曜児童クラブ
 - ・外国人プレ日本語教室

● 長期的活用への下地づくり

- ・小中一貫校なども含めた様々な検討

26

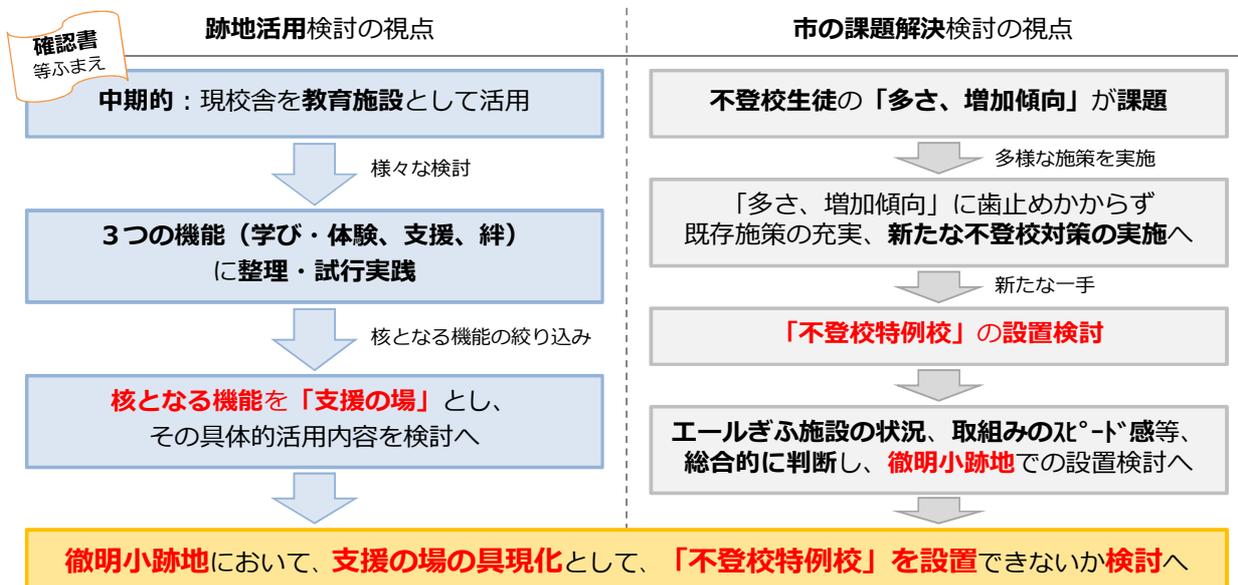
7 跡地活用と市の教育が抱える課題解決の連関

27

7-1 跡地活用と市の教育が抱える課題解決の連関を整理

👉 「跡地活用」と「市の教育が抱える課題の解決」という2つの視点から検討し、その具現化を図るため、**徹明小跡地に「支援の場」としての「不登校特例校」を設置**できないか検討する

■ 2つの視点から検討推進



跡地での特例校設置メリット（市中心部に立地、地域の高い教育力、市負担コストの最小化）活用

28

8 活用の基本方針

29

8-1 活用のコンセプト、機能

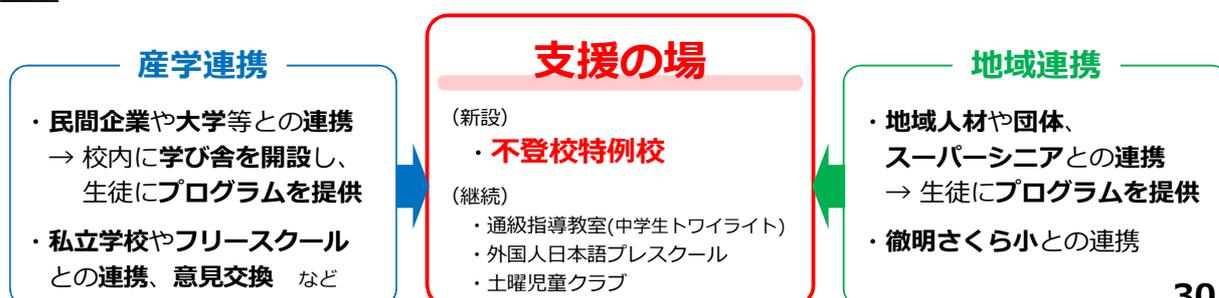
☞ **支援の場を中心**に据え、これまでの実践・成果を活かした**産学連携**や**地域連携**を**積極推進**し、「**不登校特例校を核とした多世代が集い・ひびきあう新たな学び場**」の**実現**を目指していく

■活用のコンセプト

(仮) 「**不登校特例校を核とした多世代が集い・ひびきあう新たな学び場**」

- ・ 跡地活用における「支援の場」の具現化であり、市の教育が抱える課題の解決である**新たな不登校対策**として、「**不登校特例校**」を設置する（※支援の場としての既実施事業：通級、児童クラブ、日本語教室は継続実施）
- ・ **不登校生徒の学力や社会性の向上**を目指し、これまで跡地で実践してきた、**企業や大学、地域との連携**を活かした**多様なプログラム**を生徒へ提供しつつ、学校以外の学びの場との連携、意見交換も進める
- ・ 跡地全体として、**多様な世代・ステークホルダー**が集い、ひびきあう、**新たな学びの場**を創出する

■機能 *これまでの試行実践・成果活用



30

9 スケジュール

9-1 徹明小跡地での特例校開校に向けたスケジュール（案）

- 👉 **2021年4月の特例校開校**を目指し、各種取組みを推進
- 👉 **長期的活用**は、**小中一貫校**なども含め、**様々な検討**を今後も実施（中期的活用期間に方針決定予定）

	2019年度	2020	2021
市教委・庁内	方針案協議、調整、決定	市教委規則改正（通学区域、公印等）	
地元関係	↓ 方針案説明 方針案協議	定期的・継続的協議	
議会関係	↓ 方針案説明 方針案協議	議決（学校設置条例改正）	
市の会議等	↔ パブリックコメント ● 総合教育会議（協議）	↔ 通学区域審議会（通学区域設定）	開校
県教委関係	情報共有、財産処分手続き など	学校設置届提出	教職員配置
文科省関係	特例校申請協議、指定		
開校準備	予算・人員要求、措置手続	施設整備、校名検討、入学説明会など (プレ体験)	(プレ体験)

10 長期的活用について

35

10-1 長期的活用について

☞ 跡地活用における**長期的活用**については、**これまで一貫してお示ししてきているとおり、小中一貫校なども含め様々な検討を今後も継続して行っていく** *長期的：現校舎の耐用年数経過後想定

■長期的活用について

- ・地元（統合準備委員会）と市教委との「確認書」の内容（2016.1.8）

校舎建て替え時期なども考慮し、**小中一貫校も含めた新しい教育のあり方**を検討



- ・これまで、市長記者会見、市議会での答弁、地元との協議において**方向性を明示**

小中一貫校なども含め様々な検討が必要



今後も同様の方向性で検討を継続していく

36

